中泊町農業委員会会議録

令和7年6月11日

中泊町農業委員会

令和7年中泊町農業委員会6月定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和7年6月11日(水) 13時30分~
- 2. 開催場所 委員会室1
- 3. 出席委員(12人)

会	長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者		14番	葛西 誠		
		1番	大川 勝仁	2番	藤田、次男
		3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
		5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
委	員	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
		9番	外崎 満幸	10番	松田耕司
		11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
		13番	木村 巧		

4. 欠席委員(3人)

委	員	2番	藤田 次男	10番	松田 耕司
委	員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3【報告】

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 9号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第 6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 7号 中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 8号 非農地証明申請の承認について

第4 協議事項

- 1) 業務予定
- 2) その他
- 6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 優 次長 荒関真治

主事 古川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局(局長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。 本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しておりま す。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。 中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 (会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、9番外崎委員、11番佐藤委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・護案について

議 長 (会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第7号

事務局 荒関

3ページをご覧ください。

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則 第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので 報告する。令和7年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、3件ございました。 内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議 長 (会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長(会長)

無いようですので、次に報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第8号

事務局 古川(幹)

14ページをご覧ください。

報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和7年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

5月の相続等の届出は6件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議 長 (会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長 (会長)

無いようですので、次に報告第9号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第9号

事務局 古川(安)

16ページをご覧ください。

報告第9号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和6年5月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。5月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。 内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 (会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第9号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長 (会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第6号

議 長 (会長)

議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 荒関

19ページをご覧ください。議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長(会長)

それでは、議案第6号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席1番、大川です。それでは報告いたします。去る6月2日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件、利用権設定が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長 (会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 荒関

20ページをご覧ください。 受付番号11番は、小泊字朝間の畑3筆、面積は1,258㎡の売買です。譲受人は、譲渡人 同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業 に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。 受付番号12番は、今泉字神山の畑1筆、面積は232㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号13番は、今泉字神山の畑1筆、面積は561㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

21ページをご覧ください。

受付番号14番は、薄市字沖原地内の農地2筆、地目は田、面積は7,848㎡のあっせん売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号15番は新規の設定で、今泉字唐崎地内の農地5筆、今泉字布引地内の農地2 筆、地目は田、面積は4,881㎡の賃貸借です。期間は3年で土地改良費賃借料は10 a 当たり 13,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上、受付番号11番から15番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長(会長)

ないようですので、お諮りいたしします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長(会長)

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎護案第7号

議長(会長)

次に、議案第7号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題とします。 事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

24ページをご覧ください。

議案第7号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画 (案)について意見を求める。令和7年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に26ページご覧ください。

今月の利用権設定(案)は、受付番号7番から13番までの7件です。内訳は再配分が7件となっております。

受付番号7番は再配分の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は5,782㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は借主負担。賃借料は玄米346kgの県産米平均相対取引価格です。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号8番は再配分の設定で、設定する農地は今泉字唐崎の農地7筆、今泉字布引の農地15筆地目は田、面積は27,939.29㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり15,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号9番は再配分の設定で、設定する農地は今泉字布引の農地10筆、地目は田、面積は14,362㎡、今泉字布引の農地1筆、地目は畑、面積は2,690㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費は借主負担。賃借料は10aあたり15,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号10番は再配分の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は10,763㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号11番は再配分の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は5,520㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号12番は再配分の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,910㎡の賃貸借です。期間は10年1ヶ月で土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号13番は再配分の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は4,508㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

ないようですので、お諮りいたしします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より、議案の朗読 と説明をお願いします。

47ページをご覧ください。

議案第8号「非農地証明申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地 に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和7年6月11日 提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号1番の申請地は今泉字唐崎地内の畑1筆で農業振興地域内の農用地外の農地です。申請者は現在、東京都に住んでおり令和6年に相続しました。これを契機に現地を調査したところ山林化を確認しました。今後、担い手もいなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から山林化していることを確認しており、令和7年6月2日に現地確認を行いましたが、申請のとおり山林化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議 長 (会長)

議 長 (会長)

議 長 (会長)

議長(会長)

事務局 荒関

受付番号2番の申請地は今泉字藤の森地内の田3筆、畑6筆で農業振興地域内の農用地外の農地です。申請者は昭和52年に中泊町から弘前市へ移住し農地の活用もなく、現在に至るまで放置していました。今後、担い手もいなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から山林化していることを確認しており、令和7年6月2日に現地確認を行いましたが、申請のとおり山林化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議 長(会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告お願いします。

大川委員

議席1番、大川です。去る6月2日、私と藤田委員、葛西委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくお願いします。

議 長 (会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 (会長) 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議 長 (会長) 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。 それでは、これをもちまして、令和7年中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたしま す。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月11日 農業委員会 会 署名委員 署名委員 名委員 (佐藤 正樹)